

太田市公告

太田市立図書館システム更新事業に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

太田市長 清水 聖義

1 プロポーザルに付する事項

太田市立図書館システム更新事業（賃貸借）

(1) 事業の場所

中央図書館、尾島図書館、新田図書館、藪塚本町図書館、太田市立尾島小学校、世良田小学校、尾島中学校

(2) 事業の概要

図書館システムに関するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、セキュリティ対策等の構築及び運用保守一式（以下「本事業」という。）

(3) 契約の方法

地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。

(4) 契約の期間

契約の日から令和11年11月30日まで

2 プロポーザルの参加者の資格について

(1) プロポーザル参加者に必要な資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は次の要件を全て満たすもので、市からの委託業務を適格に遂行するに足る能力を有するものとする。

ア 業務委託契約締結時において、本市が規定する入札参加資格を有するもの。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

ウ 参加申請書の提出の日から審査結果通知までの間、太田市入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）及び太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づく措置を受けていないこと。

オ 国税及び地方税の滞納がないこと。

カ その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

キ 平成29年度以降、元請けにて以下に掲げる条件を全て満たす図書館システムの納

入実績があり、納入自治体で安定稼働中であること。

(ア) 所蔵数が80万点以上ある。

(イ) 単館ではなく本館以外の分館があり、各館でシステムを使用している。

ク 情報セキュリティ管理に係る認定（プライバシーマークの許諾番号又はISMSの認証登録番号等）を取得していること。

(2) プロポーザルへの参加方法

プロポーザルに参加を希望する者は、「3 参加申請書の提出方法」に記載された書類を郵送又は持参により提出すること。

3 参加申請書の提出方法

(1) 提出期間

令和6年1月19日（金）から令和6年2月6日（火）

(2) 提出物

- ・参加申請書（様式第1号）
- ・会社概要書（様式第2号）
- ・類似業務受託実績調書（様式第3号）

※契約書の写し及び業務内容が確認できる書類の写しを添付

(3) 提出部数

2部（正1部、副1部）

(4) 提出場所

〒373-0817

太田市飯塚町1549-2 太田市学習文化センター事務室

※参加申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

4 仕様書に対する質問及び回答

(1) 受付期限

令和6年1月19日（金）から令和6年2月10日（土）まで

(2) 提出方法

e-mailで提出すること。電話・口頭及び受付期限後の質問は一切受け付けない

(3) 回答方法

市ホームページに掲載する

(4) 回答日

令和6年2月20日（火）

5 企画提案書等の提出方法

参加申請書を提出し、プロポーザルに参加しようとする者は企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年2月20日（火）から令和6年2月29日（木）

(2) 提出方法

郵送又は持参による

(3) 提出書類

①企画提案書（様式自由） 次の事項を記載すること

No.	審査項目	記載する内容（必須）
1	会社概要と導入実績について	ア システムの開発体制 イ システムの導入実績
2	システム全体の構成について	ア 概要 イ 基本機能・構成 ウ 操作性 エ 他社より優れている点
3	図書館ホームページについて 利用者へのサービス向上、情報発信について	ア デザイン、見やすさ イ 操作性 ウ 職員のコンテンツの作成・操作しやすさ
4	セキュリティ対策について	セキュリティ、バージョンアップ、障害発生時の対応、システム維持管理について、図書館業務が円滑に行えるか
5	システム運用保守について	保守体制
6	現行システムからのデータ移行について	現行システムから新システムへのデータ移行が、スムーズに遺漏なくでき、問題なく稼働できるようになっているか
7	操作教育、研修について	ア 図書館職員への研修・サポート体制 イ 運用マニュアルの作成・支援
8	契約満了時取扱いについて	契約満了時、機器撤去等について、スムーズに対応できるか

（企画提案書の表紙には、様式第6号を使用し、70ページ以内に収め、ページを付した上で両面印刷とすること。）

②機器一覧表（様式自由）

導入機器について、運用に必要な仕様を明記した附属機器及び周辺機器を含めた一覧表を提出すること。なお、一覧表は企画提案書のページ数には含まない。様式は任意とする。

③太田市立図書館システム機能仕様書（回答）

「太田市立図書館システム機能仕様書」に対応可否を記入して提出する。

④業務実施体制（様式第7号）

⑤見積書（様式自由）

(4) 提出部数

13部（正本1部、副本12部 副本には、提案者が特定できるような記述をしないこと）

5 審査

提出された企画提案書等をもとに、審査・プレゼンテーションを行う。

(1) 日時・場所

令和6年3月19（火） 太田市学習文化センター

(2) 審査・プレゼンテーション

○企画提案書に基づく応募事業者からのプレゼンテーションに対する審査

○審査委員から応募事業者に対するヒアリング

※プレゼンテーション中は時間内であれば、持込機器を利用したデモンストレーションも可とする。

※審査結果は、審査対象となった全ての応募事業者に対し、文書により通知する。

太田市ホームページでも公開し、文書、ホームページいずれも総合得点のみ公表する。

6 提案の無効

次のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、提案を無効とする。

(1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下、「提出書類」という。）について

この公告で提示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき

(3) 「2プロポーザルの参加者の資格について」に掲げる要件を満たさなくなったとき

(4) 見積金額が提案上限額を超えたとき

(5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき

7 契約締結

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調となったときは、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。契約にあたっては、太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号）に基づくこととする。

8 その他

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

- (2) 提出書類の作成のために本市から受領した資料等は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (3) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (4) 提出された書類は変更できないものとし、原則として返却しない。
- (5) 受託者は、本業務の全部を再委託してはならない。
- (6) 参加者は、参加申請書の提出をもって、この公告及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) 本プロポーザルは、参加者が1者の場合でもその提案内容を評価し、その結果が妥当であると選考委員会が判断した場合は成立するものとする。
- (8) 今後の社会情勢の変化や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザル等の内容を変更又は中止する場合がある。
- (9) 審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

9 問合せ先

〒373-0817 太田市飯塚町1549-2

太田市文化スポーツ部学習文化課

TEL 0276-48-6280

FAX 0276-48-9699

e-mail 017660@mx.city.ota.gunma.jp